

別表3 保安林内土地形質の変更等許可申請書の添付書類

| 規則第61条第1項 | | 基本通知第5の3 |
|-----------|---|--|
| 第1号 | 森林の位置図及び区域図 | 保安林台帳の図面又は森林計画図の写し |
| 第2号 | 申請者の確認書類 <u>法人</u> :当該法人の登記事項証明書(これに <u>準ずるもの</u> を含む。) <u>法人でない団体</u> :代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記した書類 <u>個人</u> :住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類 | <u>準ずるもの</u> :法人が実在することを証明するために必要な情報(法人の名称及び所在地並びに法人番号)を記載した書類又はその写し <u>類するもの</u> :公的機関が発行した氏名及び住所が記載された書類又はその写し |
| 第3号 | 他法令の許認可関係書類 「他の行政庁の免許、許可、認可その他処分」に係る <u>申請の状況</u> を記載した書類(当該処分があったことを証する書類) | <u>申請の状況を記載した書類</u> :申請中(前)の許認可等は、許認可等の種類、申請行政庁及び申請(予定)年月日を記載した書類 <u>処分があったことを証する書類</u> :当該許認可等を行った行政庁が発行した証明書又は許認可等の写し |
| 第4号 | 森林の土地の登記事項証明書(これに <u>準ずるもの</u> を含む。) | <u>準ずるもの</u> :土地の所有権、地上権、賃借権その他権利を取得していることを証する書類 |
| 第5号 | 伐採の権原関係書類 申請者が、森林の土地の所有者でない場合には、当該森林を伐採する権原を有することを証する書類 | 当該申請者により森林の保安機能が維持強化又は弱体化されることによって、直接利益又は損失を受けることとなる土地、建築物その他の物件につき、権利者であることを証する登記事項証明書その他当該土地等について正当な権原を有する者であることを証する書類 |
| 第6号 | 隣接森林との境界関係書類 隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類 | 境界の確認に立ち会った者の氏名や境界の確認日時など境界の確認時の状況を記載した書類など境界の確認に関する取組状況を証する書類 (省略できる場合:線上、単木的な伐採を行う場合、面的に伐採する場合であって申請者が隣接する森林の土地から距離をおいて伐採することを明らかにした場合など) |
| 第7号 | 都道府県知事(政令市長)が必要と認める書類 | 【例】①工程表、②平面図、③縦断図、④構造図(設置される施設の種類及び構造、規模)、⑤求積図、⑥公図、⑦現況写真、⑧防災上の対策(土砂流出防止対策、排水施設等)、⑨切土量、盛土量、残土量及びその処理方法等 ※森林の施業・管理に必要な路網作設に係る作業許可の添付図書は別添参照 |

森林の施業・管理に必要な路網の作設に係る作業許可の取扱い

森林の施業・管理に必要な路網作設に係る作業許可の添付図書は、下記のとおりとする。

| 標準添付図書 | | 区分 | 林道 | 基幹作業道 | 作業道 | 作業路 |
|--------------------------|----------------|-----------------------------------|----------|-------|----------|-----|
| | | | 車道幅員4m以下 | | 車道幅員3m以下 | |
| 実施計画書 | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 設計図書 | 位置図 | 1/50,000以上 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 平面図 | 1/1,000 | ○ | ○ | | |
| | 路線計画図(森林計画図) | 1/5,000 | | | ○ | ○ |
| | 縦断面図 | 垂直面1/100~200、 水平面1/1,000~2,000 | ○ | ○ | | |
| | 横断面図 | 1/100 | ○*4 | ○*4 | | |
| | 標準図(土工・構造) | 1/10~1/100 | ○ | ○ | ○*1 | ○*1 |
| | 溝渠等構造図 | | ○ | ○ | | |
| | 排水処理方法及び溝渠の位置図 | | | | ○*2 | ○*2 |
| 残土処理の方法及び残土処理場位置図 | | | ○*3 | ○*3 | ○*3 | ○*3 |
| 使用承諾書等(申請者が所有権を有していない場合) | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 現地写真 | | | ○ | ○ | ○ | ○ |

- 作業道とは、木材の搬出、造林用資材及び労働の搬入等の森林整備に供する積載量4t程度のトラックが通行可能な規格のもの。恒久的工作物は、原則として作設しない。
- 作業路とは、林業用機械(クローラ車両等)の通行可能な森林整備に供する路網で、恒久的工作物は、原則として作設しない。

*1: 土工標準図のみ

*2: 常水がある場合のみ(路線計画図への記入で可)

*3: 残土が発生する場合のみ

*4: 標準的な図面1枚のみ